

○府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年11月11日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月府中市条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策の実施)

第2条 条例第6条第2項に規定する避難及び消火に対する訓練は、定期的に行われなければならない。

(運営規程に定める事項)

第3条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用児童(条例第3条に規定する利用児童をいう。以下同じ。)の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第4条 条例第18条に規定する遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

2 専用区画並びに条例第18条に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所を開所している

時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(放課後児童支援員等)

第5条 条例第19条第1項の規定により置かなければならない放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第3項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

2 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用児童に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

3 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用児童が20人未満の条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 条例第19条第2項第4号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第6号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が

認められた者

- (4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (7) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(平30規則42・一部改正)

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則(平成30年6月29日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第4項第2号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。